

令和3年度第10回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和4年1月24日（月）14：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、多々納委員、塩川委員、金津委員、原田委員

事務局出席者：寺本副教育長、成相副教育長、教育総務課長、教育総務課教育指導官
学校教育課長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日の会議は報告案件が2件、議案が1件となっている。本日、非公開に該当する案件はないと聞いているが、事務局、それでよろしいか。

○事務局

その通りである。

○藤原教育長

それでは、会議規則第2条に基づき、本日の委員会は全て公開とする。

また、本日も新型コロナウイルス感染症防止対策のため、必要な措置を講じた上で開催する。出席者については、説明者など、必要最小限の人数での対応とすることになっているため、御理解をいただきますよう、よろしく願います。

2 会議録の確認（令和3年度第8回及び第9回）

…………意見・修正なし…………

3 会議録署名者の指名（多々納委員、原田委員）

4 報告【2件】

○藤原教育長

本日、報告が2件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いする。

【報告第 15 号 令和 3 年第 5 回松江市議会定例会（11 月議会）について】

○寺本副教育長

議案は 1 ページからとなる。令和 3 年第 5 回松江市議会定例会、11 月 30 日から 12 月 21 日まで開催され、第 8 回教育委員会会議で調製依頼の御承認をいただいた指定管理者の指定に関する議案、令和 3 年度松江市一般会計補正予算（第 6 号）の予算案件、これらについては、12 月 10 日に開催された教育民生委員会や分科会での審議を経て、12 月 21 日に原案通り可決・採決となっている。

また、12 月 6 日から 8 日までの 3 日間に一般質問があった。24 人の市議会議員から 312 の質問があり、そのうち教育委員会に関するものは、3 ページから 4 ページに骨子を掲載している通り、8 人の市議会議員から 25 の質問をいただいている。

項目別では、児童クラブの運営に関して 1 人から 2 つの質問、総合文化センター・松江の文化振興に関して 1 人から 2 つの質問、学校のピアノに関して 1 人から 4 つの質問、竹島に関する授業に関して 1 人から 4 つの質問、タブレットの取り扱いに関して 1 人から 4 つの質問、女性の健康と権利・生理の貧困に関して 1 人から 2 つの質問、また、不登校に関して 1 人から 1 つの質問、公民館・学校の災害時の設備に関して 1 人から 3 つの質問、学習環境の充実に関して 1 人から 2 つの質問があった。この中で、主だったものを御報告させていただく。

まず、児童クラブの運営について、3 ページの質問順位 1 番、河内議員からは、まず、私立の児童クラブに対する期待や新設に対する考え方も含めた役割について、また、2 番目として、時代に即した安定的な運営のために、公設児童クラブの在り方や運営方式などについて抜本的に改革する必要がある、そのための検討委員会等の設置についての考えについて、御質問をいただいた。

まず、私立、いわゆる民設の児童クラブへの期待についてであるが、「受入れのエリアや時間帯、塾機能などの付帯サービスの提供など、柔軟で特徴のある運営が可能であることから、多様化する保護者ニーズへの選択肢として重要な役割を担っていただいているものと考えており、今後も公設児童クラブと民設児童クラブがそれぞれの役割と特徴を生かしたサービスを安定的にバランス良く提供することで、保護者のニーズに応えていきたい」ということ。

また、公設児童クラブの運営に関しては、「現場責任者の配置や会計処理などの事務的業務のチェック機能をどのように担保していくのか、また、職員の処遇改善も含めて、どうやって必要な人材の安定的な確保を行っていくのかなど、様々な課題がある。このことは、運営主体が地元の児童クラブ運営委員会という任意団体であること、ほとんどの職員がパート雇用であり、日々の責任ある運営体制が確保できていないという構造的な課題によるものと認識している。したがって、当面は今年度から生涯学習課で新たに開始した各児童クラブへの巡回指導を確実に実施しつつ、その都度クラブ側から運営にあたっての課題や困りごとの聞き取りを行い、現場の課題を把握し、解決策の検討を行っていくと同時に、他自治体でのこうした課題への対応手法を調査研究した上で、必要であれば在り方検討委員会などを設置し、今後の安定的な運営手法について検討を行い、早期に課題解決を図りたいと考えている」との答弁をしている。

次に、総合文化センター・松江の文化振興について、質問順位 2 番、三島議員の質問番号 2 番、「パイプオルガンに関する意見募集ではどのような意見があり、オーバーホールについてはどのようなになるか」との質問に対してであるが、「パイプオルガンに関する意見募集では、パイプオルガンの今後の取り組みに関して、『オーバーホールを実施して、引き続き活用したほうが良い』と『撤去して、新たな活用策を検討したほうが良い』の 2 つの選択肢を設け、9 月 17 日から 10 月 13 日まで意見募集を行った。65 件の御意見をお寄せいただき、そのうち 64 件が引き続き活用することを支持された。その理由として、『中四国地方の公共ホールで唯一設置されているパイプオルガンであり、その音色を気軽に聴ける環境は、松江にとってかけがえのない財産だから』、『パイプオルガンは、プラバホールが質の高い音楽に触れることができる本格的な音楽ホールであることの証しだから』という趣旨の御意見が多く見られた。この結果も踏まえ、今回の総合文化センター大規模改修に併せ、パイプオルガンのオーバーホールを実施したいと考えている。そして、令和 6 年度の総合文化センターリニューアルオープン後には、この度の意見募集やワークショップで御意見をいただいた学校教育におけるパイプオルガンの活用や気軽に来場できる演奏会の定期開催など、子供たちをはじめ、多くの市民の皆様パイプオルガンを身近に感じていただけるような取組を拡充してまいりたいと考えている」との答弁をしている。

次に、質問順位 4 番、村松議員からの GIGA スクール構想における各学校のタブレットの取扱いについては、管理方法や教員の活用スキル向上等について質問があった。

質問番号 5 番、「松江市の小中学校でのタブレットの ID パスワードの決定方法、管理方法、持ち帰り可能ならば各家庭での管理方法、使用時間の取り決めについて伺う」という質問に対しては、「タブレット端末の ID 及びパスワードは、松江市情報セキュリティポリシーに基づいて決定しており、具体的には、ID は連番を付与、パスワードは 8 文字以上の英字・数字・記号で構成している。また、ID 及びパスワードは、各校の管理職の責任で管理されており、児童生徒 1 人ずつカードにして、使用するとき学級担任から渡し、終わったら学級担任が回収・保管し、セキュリティポリシーに基づいた管理がされている。持ち帰りについては、引き続き様々な利用状況を想定した実証実験を行いながら、令和 4 年度の夏休みには、全児童生徒が一斉にタブレットを持ち帰り、自宅学習に活用することを目標に、現在、課題の整理と準備作業を行っている。持ち帰る際の約束の中には、タブレット端末の置き場や使用時間の目安等を基に家族と相談して、家庭内でのルールを決めることを盛り込むとともに、学習に関係のない使い方はしないことや使う際の姿勢など、安全面や健康面についても記載し、適正な使用がされるように指導を行うことにしている」との答弁をしたところである。

次に、質問順位 6 番、舟木議員の不登校支援について。「学校を通じた聞き取り調査に加え、当事者と保護者への実態調査の検討について見解を伺う」との質問に対しては、「不登校の背景には様々な要因が複雑に絡み合っており、個々の実態把握は大変難しい面がある。その中で、不登校児童生徒や保護者の思いに寄り添った適切な支援を進めることはとても重要であると考えている。不登校児童生徒の中には、学級担任と会うことが難しいケースもあることから、今後、面会や話ができない場合には、アンケートやタブレット端末を活用した実態把握の方法も検討しながら、不登校児童生徒・保護者のニーズに応じたきめ細やかな支援を進めていく」との答弁をしたところである。

最後、質問順位 7 番、原田議員の公民館及び小学校の体育館のトイレの洋式化について。「施設の大規模改修に併せてのトイレ改修では、進みが遅いのではないか」との視点から質問をいただいている。質問番号 3 番、「公民館及び各学校のトイレの洋式化の進捗状況・多機能トイレの設置状況について、また、トイレの洋式化・多機能トイレの今後の対応について伺う」との質問に対し、「公民館のトイレは、多機能型トイレも含めて各館 2 器以上の洋式便器を設置しており、現状は、公民館全体としては約 7 割が洋式便器であり、多機能型トイレは市内 29 公民館のうち 26 公民館に設置してい

る。公民館は日常的に高齢者の方も多く利用されることから、快適に御利用いただけるように洋式化を進める必要があると考える。洋式化率の低い公民館については、施設の状況も踏まえながら洋式化に向けた検討を進めてまいりたいと考えている。学校のトイレについては、本年9月末時点で本市の学校トイレの洋式化率は44.0%であり、全国平均の57.0%に届いていない状況。また、車いす利用者が利用可能なトイレは78箇所が整備済み。こうした状況の中、12月に児童生徒と教職員を対象とした実態調査に着手するところであり、年度内には調査結果を踏まえた今後の学校トイレの在り方や具体的な整備方針を立てていく考えである。学校が避難所となる可能性もあることから、早急に改善すべき点として洋式化に特化した緊急的な対策に取り組むことができないうか検討してまいりたいと考えている」と答弁した。現在、その作業を進めているところである。

以上、11月議会の報告とさせていただきます。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○原田委員

お答えいただいたかもしれないが、村松議員の6番目の答弁に関しては、どういうお答えをされたか教えてもらっても良いか。

○学校教育課長

村松議員の6番目の質問であるが、「タブレットについて、メールやLINE、チャットなど、メッセージのやり取りができる必要はないと感じる。松江市ではどのような方針になっているのか」ということであるが、現在、メールの機能は停止しており、LINEについてもフィルタリングソフトで利用できないように制限をかけているという状況がある。

ただ、チャットについては、制限をしているのだが、授業中に教員と児童生徒、あるいはクラス全体で必要なメッセージをやり取りする機能もあるため、学習上必要であると判断した場合には利用できる設定としている」といようにお答えしていただいている。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第 15 号については以上とする。

【報告第 16 号 市立学校における新型コロナウイルス感染症の判明について】

○教育総務課長

議案は 5 ページ。説明の資料については、本日配布をさせていたいただいている報告第 16 号別紙を御準備いただきたいと思う。

それでは、別紙で御説明を差し上げたいと思うため、よろしくお願いをする。委員の皆様には、陽性判明がある都度、電話等での御連絡をさせていたいただいているが、この場で一括して御報告をさせていたいただきたいと思う。

別紙の真ん中のところに表でまとめさせていたいただいている。整理番号の 1 番から 10 番、その横が陽性が判明した日を記載させていたいただいている。そのときの陽性判明者数、学校の種別、一旦休校措置をとった範囲・期間、最終的な範囲・期間を載せている。

1 月 16 日の陽性判明日から 1 月 22 日の陽性判明まで、10 件の休校措置をしているところである。表に記載の通り、小学校・中学校それぞれある。この表の一番右側を見ていただくと分かりやすいかと思うのだが、「通常通り」という言葉が入っているところについては、現時点において一部休校もしくは学校の全部休校なく、通常通り学校が運営されているということである。

この中で、整理番号の 1 番について、一旦 19 日までを休校期間というように定めているが、その後 1 月 24 日まで一部延長している。こちらについては、一旦休校期間中に保健所等との協議を行い、濃厚接触者等の確認、そういった関係で濃厚接触者が一部指定をされたということで、そちらについては本日のところまで一部の休校、いわゆる一部分の学校のお休みのところが出ているということである。

それから、整理番号の 5 番についてであるが、こちらにも 2 名の陽性判明を受け、その接触の範囲・一部の検査を実施したところであるが、そこでまた陽性が確認され

たため、検査範囲を広げて現在検査中である。その検査結果等により、学校の再開時期を保健所等と協議をした上で決定をしまいたいと考えている。なお、こちらは新聞報道等にも出ているが、市立学校では初めてのクラスターの発生ということになっている。

それから、一番下の整理番号の10番のところであるが、これが1月22日の土曜日に陽性が判明しており、本日のところでは一旦全部を休校という措置をさせていただき、今日のところで濃厚接触者や接触者の範囲を調査して、明日以降の判断をしたいと考えている。決まり次第、委員様に御連絡を差し上げたいと思っている。

それから、もう1枚、教育長から各学校長に宛てた通知文をお手元にお配りさせていただいている。こちらについては、本日、各学校長宛に通知を発しているものである。このコロナの陽性判明を受け、また、まん延防止措置の対応が島根県全域にとられるということを踏まえ、1から9までの内容を通知させていただいている。

御覧いただくと分かるが、まず1番目に書いているのが、大人数が集まる行事等は中止又は延期。外部講師やボランティアの招聘については、その必要性を再度確認し、開催方法を検討する。それから3番目の入学説明会など、必要不可欠の行事については、開催方法や会場を検討し、感染防止対策に万全を期す。それから4番目については、学校を会場とした各種会合については、主催者と相談をしていく。それから5番目の入学選抜者試験、それから卒業に向けての行事など、該当者が不安を抱くことがないように最大限の配慮をする。それから行事の中止・変更等については、保護者・関係者に丁寧な説明をして理解を求めよう努めるということ。それから7番目については、県外への出張については自粛するということ。それから8番目については、部活動については中止とする。体育館の施設開放についても同様とするということ。これらの期間については、当面1月31日までとしているが、今後の感染状況によっては更に延長、もしくは内容の見直しということがあろうかと考えている。

報告第16号については、以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○原田委員

ここに出てくる部活動というのは、多分中学校の部活のことだと思う。小学生などがやっているスポ少など、そういうところの活動については、こちらから何か言ったりということはあるか。

○学校教育課長

同じ通知文をスポーツ課にも提供して、それぞれのスポ少団体に送ってもらうようお願いをしている。

○原田委員

スポ少についても中止の方向でという通知が行くということか。

○学校教育課長

そのような理解でよろしいと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○多々納委員

各学校へのきめ細かい対応、本当にお疲れ様である。休校の日数を見ると、前回と違い数日とか、長いところで1週間ぐらいである。子供たちにとって、数日でも1週間といっても非常に勉強という点では心配だと思うのだが、そういう休校期間のいわゆる学習指導はどのようになさっているのか、少しお聞かせいただきたいと思う。

○学校教育課長

各学校で休校期間が違うため、各校对応ということになっており、それぞれ対応が違うというような認識でよろしいかと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○金津委員

今回は第5波のときと違って、結構子供たちも感染が増えていると聞いている。症状の様子も少し心配しているのだが、そのような把握はされているのか。

○教育総務課長

詳しい症状まではこちらからアプローチすることは非常に難しいのだが、今回の陽性判明をしている経緯としては、やはり多いのは、大人が陽性になって、いわゆる家庭に持って入るといふ、お盆の夏ごろもそうだったのだが、やはりそういう傾向はある。あと、全体的に松江市内で多く今の新しいオミクロンの関係で傾向が表れているのは、30代とかの若い人が非常にかかりやすいということが特徴で出ているようである。

先ほど言ったのだが、個々の病状がどうかというところは、症状をこちらで把握していない部分があり申し訳ないが、よろしく願います。

○藤原教育長

先ほどの話であるが、症状的には、それこそ一番多いのは、親が感染し家庭内で子供にうつるといふ形で、症状は、全てを把握しているわけではないのだが、基本的には無症状であったり、あっても風邪の症状程度ということは聞いている。

データの分析したものからすると、やはり今一番罹患している年代は20代が一番多い。60歳以下、要は働いている人でも8割ぐらいである。そういう意味で、逆に高齢者の部分はそれほどかかっている方はいらっしゃらないというのが今の実態である。

したがって、働いている方が何らかの形で感染されて、それを家庭に持って帰られてお子さんがかかるというのがほとんどである。ただし、1校のクラスターの認定を受けたところだけは複数の要因があったため、クラスターの認定を受けたというような形になっている。

教育委員会は、情報を保健所と密接な連携を取っており、できるだけ早く情報入手し、学校にきめ細やかな対応というのをお願いしているため、学校内では比較的そういう意味で感染が広がっていないということである。

ただ、要因としては、やはり従前から申し上げていた通り、マスクを外す環境というのが間違いなくかかる時である。学校で考えると、給食のときとスポーツ、それ

から音楽活動である。マスクを外してピアノを吹いたりというようところが1つリスクとしてはあるため、この度の部活の問題についても少し安全側に振った形で、今月いっぱいに対応していきたい。しっかりその辺りの様子を見て、学校現場と一体となって対応をしていきたいと考えている。御理解いただくよう、よろしくお願いをしたいと思う。

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第16号については以上とする。

5 議事【議案1件】

○藤原教育長

本日、議案が1件提出されている。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【議第22号 松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則等の一部改正について】

○教育総務課長

議案の7ページを御覧いただきたい。「松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員（管理職含む）については、これまで1年間を評価の対象期間として行ってきたが、一般の市職員と同様に、対象期間を上期及び下期のそれぞれ半年とする」を対象期間として行うため、一部改正を行うものである。

これにより、教育職員及び管理職の評価の対象期間については、毎年度それぞれ上期（4月1日から9月30日まで）及び下期（10月1日から翌3月31日まで）のそれぞれ半年を対象期間とするものである。

施行期日としては、令和4年4月1日からと考えている。

これに併せて文言整理等も行い、議案の9ページの新旧対照表にあるように、改正前に比べて改正後、このように変更を一部改正をさせていただきたいと考えている。

なお、今回の一部改正を認めていただければ、これに併せて評価の実施要領も改正し、評価の様式等も改正していく考えである。

県教委と同様に総合評価を導入させていただき、将来的には給与反映などにもつな

がるというように考えている。

説明は以上である。御審議のほど、よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

今まで1年に1回だったものを2回に増やすという、管理職にとってはとても大変なことであるが、全体の流れがそのようになっているため、そのようにしたいと思っている。

それでは、お諮りをしたいと思う。議第22号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第22号については承認された。

6 次回教育委員会会議の予定

【令和3年度第11回教育委員会会議】

日時：2月中旬

場所：教育委員会室

7 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

8 閉会宣言（藤原教育長）